



その病院受診の原因って 他人の行為によるものでは??

相手がいる場合

- ・交通事故
- ・他人のペットなどによるケガ
- ・不当な暴力や傷害行為によるケガ
- ・他者の建物で設備欠陥などによる事故
- ・購入食品や飲食店での食中毒 など



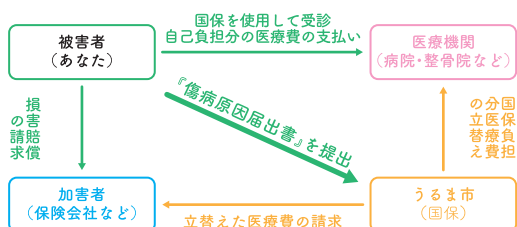
要注意!!

これは“第三者行為”

その受診、いつもと手順が異なります!『傷病原因届出書』提出が必要って知っていましたか?

第三者行為により、あなたがケガや病気になったとき、本来その医療費の金額は加害者側が負担すべきですが、国保を使用した場合は、治療費の一部を加害者に代わり国保がいったん立替えて支払うことになります。

加害者に対して国保で立替えた治療費を請求するために、加害者の氏名・住所・加入する損害保険などの情報が必要となるため、『傷病原因届出書』の提出が必要となります。



※注! 示談の前に必ず国保へ連絡を

第三者行為の加害者から治療費を受け取るなど示談を済ませると、国保が使えなくなったり、後日国保から返還を求める場合があります。

●社保や共済など、国民健康保険以外の方は勤め先等へ連絡を。

問 国民健康保険課 ☎989-5347



キャッチアップ接種期限を条件付きで 1年延長予定です(子宮頸がん予防接種) —令和7年3月31日までに接種をご検討ください—



CHECK!

昨年夏以降、子宮頸がん予防接種において使用するHPVワクチンの大幅な需要増により、接種を希望しても受けられなかった方がいらっしゃる状況等を踏まえ、令和7年3月末までに接種を開始した方が、全3回の接種を公費で完了できるようにする方針について、国の審議会です承されました。

ワクチンの有効性と安全性についてご確認、ご理解の上、接種をご検討ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

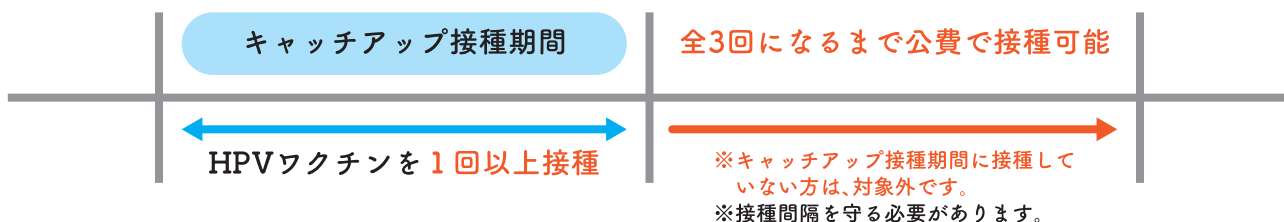
対象者 平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの方のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方

延長期間 キャッチアップ接種期間終了後、1年間

令和4年4月1日

令和7年3月31日

令和8年3月31日



問 健康支援課 ☎979-0950